

平成26年度からの町税等に関する変更のお知らせ

- ◎町税・使用料などのコンビニ納入を開始
- ◎納税貯蓄組合制度を廃止
- ◎固定資産税前納報奨金を廃止

平成26年度から町が徴収する町税や使用料などの納入方法について、町民の皆さんがより便利に納入できるよう改善します。また時代の変化に伴い納入方法も大きく変化しているため、廃止する制度についてもお知らせします。

なお今回お知らせする内容は、平成26年4月以降に実施しますので、お間違えのないようお願いいたします。

1 町税・使用料などがコンビニエンスストアで納入できるようになります（平成26年4月発行分から）

【コンビニエンスストアでの納入について】

①納入できる町税や使用料など
固定資産税、町県民税、国民健康保険税、軽自動車税、保育園保育料、幼稚園保育料、町営住宅使用料

②納入できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ミニストップ、ココストア、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セーブオン、ヤマザキデイリーストア、エブリワン、MK設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スパ（北海道限定）、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ポプラ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ
※ハローショップは不可

③納入できるようにする理由

町では平成23年度からコンビニエンスストアでの納入を軽自動車税のみ行っています。今回町民の皆さんがより便利に納入できるようにするため、その他の町税や使用料などについても納入できるよう改善します。

④納入できる時期

平成26年4月から
※平成26年4月以降に発行した納付書で納入できます。3月までに発行した納付書では納入できませんのでご注意ください。

⑤納入できる納付書

- ・当初課税納付書
- ・再発行納付書
- ・督促状
- ・口座振替不能通知書

⑥納付書の使用期限

納期限後30日を過ぎると使用できなくなります（金融機関や役場では使用できません）。

